

議案第 17 号

君津市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

平成 27 年 12 月 18 日付けの総務省からの通知により君津市税条例の一部を改正する条例（平成 27 年君津市条例第 44 号）の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、同条例の一部を改正する条例を平成 27 年 12 月 28 日専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。



専 決 処 分 書

君津市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成27年12月28日

君津市長 鈴木 洋 邦

記

専決第9号

君津市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

君津市条例第 48 号

君津市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

君津市税条例の一部を改正する条例（平成 27 年君津市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 47 条第 2 項に 1 号を加える改正規定中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第 136 条の 3 第 2 項第 1 号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第 15 項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第47条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）</u></p> <hr/> <p>第136条の3第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び_____」に改め、 _____法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) (_____法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。</p>	<p>第47条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号</u></p> <p>第136条の3第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び<u>個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項</u> _____に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（<u>個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称</u>）」に改める。</p>